

第 7 1 号議案参考資料

議 案 名

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

市長、副市長、議会の議員及び教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正

(改正条例第 1 条関係)

令和 6 年 1 2 月に支給される市長及び副市長の期末手当の支給割合を引き上げる（次ページの表を参照）。 (第 6 条関係)

(2) 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正

(改正条例第 2 条関係)

令和 7 年度以後に支給される市長及び副市長の期末手当の支給割合を改定する（次ページの表を参照）。 (第 6 条関係)

(3) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(改正条例第 3 条関係)

令和 6 年 1 2 月に支給される議会の議員の期末手当の支給割合を引き上げる（次ページの表を参照）。 (第 5 条関係)

(4) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(改正条例第 4 条関係)

令和 7 年度以後に支給される議会の議員の期末手当の支給割合を改定する（次ページの表を参照）。 (第 5 条関係)

(5) 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

(改正条例第5条関係)

令和6年12月に支給される教育委員会教育長の期末手当の支給割合を引き上げる（このページの表を参照）。（第6条関係）

(6) 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

(改正条例第6条関係)

令和7年度以後に支給される教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定する（このページの表を参照）。（第6条関係）

(参考) 期末手当の支給割合

市長、副市長、議会の議員及び教育委員会教育長

年度	6月	12月	総支給割合
令和6年度（現行）	2. 25	2. 25	4. 50（月分）
令和6年度（改正後）	2. 25	2. 35	4. 60（月分）
令和7年度以後	2. 30	2. 30	4. 60（月分）

※ 太枠内が改正部分

3 施行期日

公布の日（改正条例第2条、第4条及び第6条の規定は、令和7年4月1日）